

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和4年9月26日(月) 午後1時30分～
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 欠 席	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 西田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心美由紀	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 書記 前田 篤史 峯 彩乃

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
 - (1) 農地の合意解約について(農地法第18条第6項)
 - (2) 農地改良届出書について
5. 議 事
 - 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第25号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について
 - 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
6. その他

<p>事務局長</p>	<p>令和4年度第6回目の東彼杵町農業委員会総会を開催します。本日は農業委員さんにつきましては5番林田委員さんから欠席の連絡を受けておりますが、まだ入江さんがおりませんので現状のところ出席は12名です。推進委員さんは14名全員の出席となっております。それでは会長議事進行をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名委員の指名につきましては10番の川井委員さんと、11番の森田委員さん、よろしくお願いします。それでは、議事にはいらさせていただきます。</p> <p>4番の報告事項(1)農地の合意解約について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>3ページをご覧ください。農地の合意解約について、農地法第18条第6項の規定による通知が、下記のとおり提出されたので報告いたします。2件あります。</p> <p>2件とも隣接地です。</p> <p>1件目が、千綿宿郷327-1、328-1、329、畑、茶畑です。面積が3筆計で2,060㎡、農地法第3条での貸し付けを平成27年から令和7年までの予定でしたけれども、令和4年8月19日をもって解約となっております。合意解約の理由としては、規模縮小。ただし解約後に別の方が当該農地を借受予定ということで、まだ貸し借りの書類は出されておられませんけども、空きの農地になることはないという予定になっております。</p> <p>2件目も内容的には一緒ですけど、千綿宿郷の330、331、地目が畑、面積合計が2,167㎡です。</p> <p>4ページが地図です。赤枠で囲んでいるところが当該農地ですけども、まあ一体的に使われているところです。そこのすぐ北側のところが3年度に改良・改植をされた土地です。そこと合わせてここも使われるという予定なのかなと思います。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。どちらのところもご解約された後に別の方が借りられるということで、こういう形で後の方が見つかって農地も荒れない状態になればとそれでいいかと思いますが。去年改植された場所のすぐ下ということですね、非常にこう繋がって作業がしやすくなるんじゃないかと思っております。</p> <p>で、報告は以上ですけど、この件に関しまして何かご質問等ありましたらお受けしますけれども。</p> <p>ないようでしたら報告ということで次に進めさせていただきたいと思います。</p> <p>(2)番の農地改良等届出書についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、5ページをご覧ください。改良ということで今回3件ございます。まず1件目です。東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記のとおり提出されたので報告いたします。</p> <p>1件目、農地が蔵本郷1459-1外1筆、現況は田、面積が406㎡、農地改良の目的が窪地となっており、嵩上して畑地として利用するため、施工時期が許可が出た後の令和</p>

	<p>4年10月から年度末までとなっております。</p> <p>以下、総会資料添付略ということで、本人さんの誓約書と土地所有者の同意を得られています。隣接農地はないということで同意書は添付されておりません。</p> <p>次のページ場所ですけども、常明園さんのすぐ近くの土地となっております。今休耕されているところですよ。7ページからが写真ですね。①②③④とあるんですけど各方向から撮っております。少し道路から下がっているかなというのが分かるかと思えます。9ページが改良届の原本ですね。説明内容は大体一緒なんですけど、4番の業者が施工されるという予定になっております。6番の工事完了後の作付計画については、野菜や花を作りたいということで計画されております。飛ばしますけど、10ページです。平面断面図ですが、11ページ見にくいんですけど、1459-1この土地がちょっと下がっているということで80cm、50cm、40cmと寸法書いてますけど、最大80cm程度下がっているところを横の1459-2と同じくらいの高さまで埋め上げたいという内容になっております。</p> <p>12ページが被害防除計画書ですね。だいたい同じ内容なので省略したいと思います。それで、8ページの写真なんですけども、下段に水路がありますけども、横に水路が通っているので、ここの処理をどうするかちょっと現地で皆さんで話し合ったんですけど、一応水路の管理、町の建設課も関わってきますのでそこと立ち合いをしていただいて、50cmとかいくらか控えていただいてそこに擁壁を立てるということでしたので、擁壁を立てていただいてその中で嵩上をしていただくという計画になっております。支障が出ないようにとお話をしております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件に関しましては今朝方現地調査を行っております。今説明があった通りですけども、地元委員の11番森田委員さん何か補足等ございましたらお願いしたいと思っておりますけども</p>
森田委員	<p>今事務局から説明があった通りですので、地元の立ち合いで結果話になります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。本日は当番委員としまして、山口委員さんと西田委員さんと自分が回っておりますけども、この件につきましては何か補足はないでしょうか。</p>
山口委員	<p>6番の山口です。補足というかですね、常明園の近くの方の8ページですね。車が見えると思えますけど写真が大きいからですね。そこの方に赤道があるので、そのところを役場の方と話し合いをしていただければということで話をしてきました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。8ページ上の写真の手前の水路とそれから奥の赤道と建設課との立ち合いを基に埋め上げるということです。</p> <p>その他に何かございませんか。ないようでしたら次に進めたいと思っておりますけどもよろしいでしょうか。</p>

	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>それでは引き続き、次の方を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>13 ページご覧ください。2 件目です。</p> <p>当該農地が中尾の 954-1、現況が茶畑で、面積が 1,244 m²、農地改良の目的が茶畑の改良ということで、改植に伴う改良ですね。傾斜等の改善をされるということで、今日の方から年度末 3 月 31 日までですね。以下総会資料添付略ということで本人さんの誓約書と、所有地なので土地所有者の同意書は略しております。で隣接農地につきましては 947-1 所有者からは同意を得られております。下の※印に書いておりますけど町道への影響が想定されるため、建設課への事前協議を依頼しております。既に話はされているようです。14 ページ場所ですけれど茶の研究室の近くです。中山バス停のあたりになります。15 ページから写真です。赤枠で囲んでいるところが改良地です。16 ページ③④の写真になっておまして、上の町道から見た写真と、④が下の町道から見た写真になっております。17 ページ申請書です。ここは重複するので省略します。18 ページ断面図平面図ですけども、AB とって結構埋め上げるのが 3m とか最大 4m ということなので、町道への影響がないように少し控えてするとか、その辺は立ち合いでしっかり確認していただくよう依頼しております。簡単ですけど説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件につきましても本日現地調査を行っております。まずは地元の福田委員さん何か補足とかありましたらお願いします。</p>
福田委員	<p>3 番福田です。今日の立ち合いの中で、18 ページの町道 A ってしたところの下がため池になっています。そこに水が流れてこないような対策をしてもらおう方がいいんじゃないかと思いました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。本日当番で行っていただきました山口委員さん、宮脇委員さん何か補足説明とかありましたらお願いしたいと思っておりますけれども。</p> <p>(ないとの声)</p>
議長	<p>いま福田委員さんからお話がありましたように、町道のところにため池があるということで、そこの件を詰めていただければと思っております。</p> <p>この上の図面には水路があって、水路側も一応石積みをする、埋める訳にはいかないんですけど、石積みをするということでしたので、上下の町道に関しては事務局の説明通り、建設課の協議の基にこうということですので、事務局はため池の件は確認してもらってもいいですか。</p>

事務局	はい。一応ですね、隣接農地の同意書を同じようにもらってもらうように依頼をしようかなと思っております。
議長	はい、わかりました。この件については、そういうことでよろしいでしょうか。 (はいの声)
議長	ありがとうございます。引き続き、次の改植の件、事務局より説明をお願いします。
事務局	20 ページご覧ください。3 件目です。農地が太ノ浦郷 539-46 外 1 筆、現況茶畑、面積 1,937 ㎡、改良の目的が茶畑の改良ということで、傾斜地で作業効率が悪いため改良したいということで、施工時期に関しては 11 月下旬ごろから 3 月末までを計画されております。本人の誓約書と土地所有者の同意書と、隣接農地の同意をいただいております。21 ページが場所ですね。大野原の体育館の近くとなっております。写真が 22 ページ 23 ページとなっております。①は下の方から見上げた写真で、②が上から見た写真ですね。③が道から見た写真と、④がちょっと離れて横から見た写真ですね。結構傾斜がきついというのが分かってもらえるかと思います。24 ページが原本ですね。改良を必要とする理由は、傾斜地で作業効率が悪いためとなっております。25 ページが平面図ですね。名前を書いているのが同意を得られた人の名前です。ABCD あって、ちょっと見にくいですけど、26 ページが断面図ですね。2 段にしたいということで、1 段 2 段にして傾斜を緩やかにすると。CD は真っ直ぐになっているんですけど、実際はですね、結構なかなか図面に表しにくい傾斜をしているんですね。うまく書けなかったということですけども、若干の傾斜があるという土地となっております。27 ページ被害防除計画書なんですけど、26 ページを見ると切り土しかないんじゃないかなと思うんですけど、実際その AB の断面がこんなまっすぐになっていないということで、盛土も発生するというので、最初のところ盛土を行う最高 2m と書いてありますけども、盛土と切土それぞれ最高 2m はあると書かれています。改良に関する説明は以上です。
議長	はい、ありがとうございました。この件につきましてもですね、地元委員さんまたは推進委員の森さん、どちらか補足とかありましたらお願いしたいと思っておりますけど
森土雄推進委員	私の畑が隣接しているんですけど、当事者と事前にお話をしておりました。問題ないと思います。
議長	ありがとうございました。本日ですね、当番委員として来ていただきました山口委員さん、西田委員さん何か補足とか説明とかございましたらお願いしたいと思っております。
山口委員	6 番の山口です。この頃雨が激しいので土囊の流出とか、そういうとも心配もしなく

議長	<p>てはいけないだろうかという話の中で、26 ページの 07 のBこの辺がですね、石垣と いうか、ついでですね、なるべく泥が道の方に排出しないようにということも言われ ていたので大丈夫だと思います。以上になります。</p> <p>ありがとうございました。結構ですね、写真で見ると傾斜が、湾曲としているよ うな傾斜でありましたので、各委員さん、推進委員さんからも、法面の切り取り面 には出来れば、下膨れがしにくいような、コンクリートを立てるとか、そういう方法も 目的には良さそうと、そういう指導もなされた中で、地権者の方とお話ししながらさ れることと思います。そういうことで、この件に関しましてご質問がなければ報告と 致しますけどよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは議事の方に入りたいと思います。</p> <p>議案第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてということで、事務局より 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>28 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係 事務処理要領の第 1 の 2 の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。1 件ですね。所有権移転、無償ということで贈与です。</p> <p>中尾郷の 1177-2、1180-1、1183-13、1208-51、52、53、ということで 6 筆いずれも茶 畑です。5,912 m²、贈与です。申請事由としては、実質的に管理している後継者へ名 義を変更したいと、後継者への贈与となっております。29 ページが場所です。飛び飛 びではあるんですけど、太ノ原の公民館から入って行って、赤枠で囲んでいる 6 筆で す。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。住所は違うけど親から子への譲渡となっておりますけど、 地元の委員の福田さん何か補足とかありましたらお願いしたいと思いますけど。</p>
福田委員	<p>いや、あのもうね息子が一生懸命しよるけんが、大丈夫と思います。以上です。</p>
議長	<p>今現在息子さんはずっとお茶の仕事はされて、まあ務めながらではあるんですけど、 お仕事されているんですね。問題はないということで福田さんからも言われた通り私 も思います。</p> <p>この件 1 番に関しまして何かご質問とかご意見とか何かありましたらお受けしますけ ども何もありませんでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>

議長	<p>ないようでしたら採決を取りたいと思います。委員さんのみになりますけど、この件に関しまして賛成の方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで進めさせていただきます。では次の議案に入りたいと思います。議案第 25 号農業経営基盤強化促進事業による権利設定についてということですが、福田委員さん退出をお願いします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>30 ページご覧ください。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(所有権移転)について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。所有権移転、贈与です。備考のところに経緯を書いてありますが、全く同じ内容について、令和 2 年度の 6 月に協議をしており、その時にも計画承認を農業委員会としても出しております。ただその直後に名義人がお亡くなりになられたということで、所有権移転の手続きが滞っていたということで、昨年末に相続をされたということで改めて手続きを進めていくための今回議案が上がってきております。場所につきましては 31 ページにありますとおり、太ノ原公民館のちょっと南側の茶畑となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件につきましてご質問ご意見又は補足等ありましたらお受けしますが何かないでしょうか。</p> <p>何もないようでしたら採決に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。この件につきまして許可相当ということで賛成の方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。賛成多数ということでこのまま進めていきたいと思います。</p> <p>(福田委員入室)</p>
議長	<p>それでは続きまして議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>32 ページご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要綱の第 4 の 1 の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。所有権移転、売買ですね。</p> <p>蔵本郷の 1606、畑 1 筆 130 m²、転用による所有権移転となっております。転用の目的としては一般住宅用地、転用事由にも書いてありますが住宅新築のためということ</p>

	<p>で、また備考には併用地として、横の宅地 145.96 m²、蔵本郷 1607-2、ここと一帯的に使って家を建てたいという内容になっております。33 ページが場所ですね。エレナの配送センターとセブンの間ぐらいにあるところなんですけど、ちょっと道は狭いんですけど赤枠で囲んでいるところが申請地です。34 ページが写真です。赤で囲んでいるところが申請地と、③の奥の方には併用地として宅地の部分が、ここも合わせて使うとなっております。35 ページが許可の申請書です。真ん中の方の転用計画ということで、現在アパートに住んでいます。子供もでき一軒家を建築したいと考えました。よろしくお願いします。ということで、譲受人がお孫さんになられるということで、この土地を使われるのかなと思います。36 ページが被害防除計画書ですね。写真のとおり平らな土地ですのでほぼ造成はないということで、現状のまま利用するとなっております。雨水については水路放流、汚水・雑排水処理は公共下水へとなっております。37 ページが公図になります。黄色のところは申請地で、すぐ右側が併用地と、でその奥の方の山田さんという方の宅地なんですけど、ここも半年前ぐらいには家が建っていたけど今は解体して何も無いということでした。38 ページが配置図です。黄色で囲んでいるところが今回の申請地で、ほぼ駐車場のところになって、その併用地部分には家が建つというような配置になっております。39、40 ページは参考までに平面図と立面図を付けております。簡単ですけど説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。この件につきましても朝から現地調査を行っております。地元委員の森田委員さん何かご意見等ございましたら、説明、補足等お願いしたいと思います。</p>
森田委員	<p>11 番森田です。今日、朝から現地確認をした訳ですけども、事務局から言われた通り、大した問題はないんですけど、ただ雨水の排水がですね、ちょっと側溝とかなんかがなかったものですから、そのへんをどうにかするよというということで、隣の 1547-2 との間に、排水路を設けてその先の水路に排水するというので一応、向こうとの話し合いをした訳ですけども、向こうも隣の人と話し合っただけを確認してからするというので、問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。本日当番の山口委員さん、西田委員さん、何か補足説明ありましたらお願いします。</p>
山口委員	<p>6 番の山口です。37 ページで、道路の方に北側になるんですけど、畑って一応あれですよね。一応日当たりとか見ておかなければならないかなと思って、一応ハウスはあったんですけど、営農はされていないということで、畑に対しては被害はないかなと思ってまいりました。以上です。</p>
議長	<p>その他何かないですかね。</p>

西田委員	<p>皆さんからの意見の内容で問題ないと思います。</p> <p>国道からの入り口がちょっと狭いかなと思うんですけども、ここはどうしようもないと思いますんで一旦これで進めていただきたいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。その他 さんないでしょうか。</p>
森武敏推進委員	<p>補足ですみませんが、汚水につきましては先ほど説明ございましたけど公共下水道が入ってます。それと森田委員が言われたように、雨水については隣のところに住宅地があるんですけど、公共下水と一緒に暗渠があるらしいです。計画は図面を見ると暗渠側に接続するという考えで建築家さんはおられるみたいですけど、あと最後町道側と反対の方に歩いてみたんですけど、先の方にオープンになっている側溝がございました。その上に子供とかが乗ったら危ないからと板の被せてあるみたいな感じだったんですけど、途中で道路側の町道側についてはオープンになっているんですけど、暗渠になっていますからそこら辺はどうかなってというのはありましたけど以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それぞれ補足ご意見等いただきましたけど、もう1件補足がございまして、38 ページ国道 207 号となっていますけど 205 号の間違いということで、先方の建設業者さん達にも訂正が来ると思います。そういうことで今説明をいただきましたけど、この件に関しまして皆様方からご質問、ご意見等ございましたらお受けしますが、挙手で持ってください。</p> <p>意見がないようでしたら採決の方に入りたいと思いますけどよろしいでしょうか。</p> <p>この件に関しまして許可相当ということで賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>はい、賛成多数ということで許可相当と県の方に上達したいと思います。続きまして議案第 27 号に入ります前に山口委員さん退席をお願いします。議案第 27 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてということで、説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>41 ページご覧ください。農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。木場郷の 1672-1、1675、1676、1686-1 の一部です。田 4 筆で合計 2,460 m²となっております。転用で、ご自身の土地をするというので 4 条の申請となっております。転用の目的は牛舎、堆肥舎、倉庫各 1 棟を建築するというので、農業用施設用地として利用するため(経営規模拡大)となっております。備考に書いておりますけども、今年の 1 月に、こちら農振農用地になっているんですけど、基本的には農振農用地は転用出来ないというのがあるんですけども、「農地」から用途区分を「農業用施設用地」にこの 2,460 m²分変更しております。これ農業委員会の総会でも承認を出しています。</p>

ということで、これを転用するというので、今回申請を出されております。補足なんですけど、1686-1は分筆せずに、求積図の添付で対応するというので、基本的には、転用の場合、分筆してくださいと県の指針でなっているんですけども、やむを得ない場合は、求積図等がきちんとあれば分筆しなくてもその部分だけの転用できますよということになっております。42ページ、位置図です。ご自宅のすぐ南側の圃場です。赤く塗っているところですけども、ここの4筆となっております。右側の1686-1が全体の半分少ないぐらい北側部分だけとなっております。43ページから45ページが写真です。1枚の広い土地となっております。46ページが申請の原本です。転用の目的ですけど、畜産用地ということで、現在畜産業を営んでおりますが事業拡大につき、新牛舎を建築したく申請致します。ということで、その内容が47ページに書いてあります。1番の事業の目的及び内容が、一緒ですけど現在畜産業を営んでおりますが事業承継する後継者もできた為、牛舎を新築し事業拡大を行いたく申請致します。ということで、牛舎、倉庫、堆肥舎を建築し利用します。現在の事業状況ということで、親牛62頭、子牛35頭を飼育と、今回の牛舎は子牛を主に入れるような牛舎にしたいというお話でした。今持っている既存の牛舎で親牛を、子牛もいると思うんですけども、家のすぐ近くが子牛を入れて最大54頭だったら子牛は入るかなという計画でございました。新たに申請地を取得しなければならない理由としては、現在利用している牛舎ではこれ以上の頭数を飼育することは難しく新たな牛舎が必要となります。5番の申請地を選定した理由は、自宅の隣接地であり、また近年休耕地として利用していなかった為、新築するには適した土地であり、近隣地の土地所有者の方々からも牛舎建築に伴い同意も得られた為ということで、休耕地となって、実際ちょっと作ったりもされているんですけども。隣接地の同意については付けていなかったんですけども、先ほど説明しました1月の農用地の用途区分の移行の折に、既に同意を取られておまして、その際に提出をされております。隣接地でいきますと49ページなんですけども、黄色になっているところが申請地で、1676の南側の苜のハウスがあります。こちらを1月時点で同意を取られているということになっております。戻って48ページですけど被害防除計画ですけども、造成は行わないで現状のまま利用する、②排水に関するところで1番下ですね、牛舎として利用し、排水は行わないため周辺地に被害の恐れはないということで、なるべく影響が出ないようにしてくという話でした。50ページが配置図ですね。建物が3棟ありまして、左側が町道ですね。このような配置を計画されておまして、51、52ページは平面図、立面図を一応参考につけております。本人さんが気にされているのが50ページの図面で、入り口からすぐ入ったところの1672-1の横に水路があるんですけども、ここの水路がもう既に今はない状況で、きちんと先代の方が町道に付け替えを行っているということで、ただ分筆して、払い下げたりとか、まだそういうところは話し合っていないので、まだ残っている状態と、49ページの図面でも見ていただいたら途中で青い線が入っているんですけど、ここはちょっとどうしてものでここにかからないように建てるよう計画を立てられています。説明は以上です。

議長	はい、ありがとうございました。本日現地調査を行っております。地元の推進委員の富永さん、補足とか説明とかありましたらお願いしたいと思います。
富永推進委員	推進委員の富永です。午前中行ってきたんですけど、1つ気になったことが、下にハウスがあるわけですけど、そこにも日照関係ですね、陽は南の方から上がるから、こっちも全く影響のないようにしといてということで、聞いてます。他は今までずっと追求した立場ですので、しっかりやっつけていかれると思います。以上ありません。
議長	はい、ありがとうございました。福島委員さん何かありますか。
福島推進委員	いいえ、特別何もないです。
議長	今日当番委員として回っていただいたのも山口委員さんと西田委員さん、西田委員さん何かありましたら
西田委員	特にありません。
議長	ありがとうございます。今説明いただいた通りですとか、事務局から説明のあったとおりでですけど、この水路の件が1番本人さんも気にされたところで、今しっかり付け替えがしてあるところなんですけど、一応図面上の水路の上から外して、建物を立てていると、だから原状復帰しろと言われれば出来る状態ということで、その辺は押さえていらっしゃるということです。この件につきまして、皆さん方から何か質問とかご意見とかございましたらお受けしますけど、挙手を持ってあげてもらえればと思います。
福島推進委員	平似田地区の推進委員の福島です。この施設を作るにあたって、制約とか条件とかあるんでしょうか。
事務局	その牛舎に限ってという話ではなくてですか。
福島推進委員	他の施設を、なんかハウスとか、ビニールハウスとか園芸施設とかを作るうえにあたって
事務局	園芸ハウスとかはそのまま農地ですのでそのままなんですけど、一応牛舎とかは農業用施設用地で規模がある程度あるものは農振農用地の用途が農地のままだと、してはいけませんというのがあるんですよ。そこの部分をまず農業用施設にするように変更を県の許可を得ないといけない、それを1月に取られて、その後転用の許可を今度取らなきゃいけないという風になっております。なので、何でもかんでもいう訳ではないんですけども、今回の件ではその2段階の許可が必要だったという内

	容です。
福島推進委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	その他何かご意見とかご質問とかありませんでしょうか。ないようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。
	(はいの声)
議長	それではこの件につきまして許可相当という方は挙手を持ってお願いします。
	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。賛成多数という事で許可相当という事で県の方に上達したいと思います。議事の方は以上となります。 以上で、本日の議事の方は終了いたします。それで6番のその他の件という事で事務局から何かありますか。
事務局	私の方から、まず利用状況調査なんですけども、皆様の協力で今回はアプリも消えることもなく、無事全筆終わりましたので、ご報告させていただきます。ありがとうございました。後ですね、全国農業新聞についてなんですけど、一応委員さん達に皆さん加入をお願いしているということで、あと数名の方がまだちょっと届出を出されていない方がいらっしゃいますので、なにとぞ皆様のご協力をお願いしたいと思います。以上です。
議長	今事務局の方から説明があったと思うんですけども、この農業便りの終わりにですね、一応能動的な数字がございまして、委員さん推進委員さんにつきましてはですね、全ての方をお願いしたいということで、考えております。 先月の研修会の折にちょっとチラシが入っていたと思うんですけど、今なかなか家でゆっくり新聞を読めんという方も中にはいらっしゃるのかなと、そういう場合にはデジタル版というのもあるそうです。10月の事務局合同会議もございまして、その時にちょっとまたもう一回確認しようとは思っておりますけども、そういうのも活用していただいてですね、ぜひ農業新聞をとっていただければと思いますのでよろしくお願いします。
議長	その他皆さん方から何かご質問とかその他の件に関して何かないでしょうか。
森武敏推進委員	手帳みたいなのは？

事務局	<p>すみません。新任の方と、推進委員から農業委員になった方とか、そういった方に改めて手帳をお配りしているんですけども、今度の満了になる2025年6月14日までの期限使える、身分証明書みたいな写真付きのものが入っていますので、あまり使う機会はないかもしれませんが、一応持つといってもらって活用していただければと思います。簡単ですけども以上です。</p>
議長	<p>その他ないようでしたら、ないですかね。ないようでしたら7番次回総会開催予定日ということで、当初お配りしていた一覧からは日にちがズレとるになっとるんですけど、令和4年10月26日水曜日1時半からということで、特段議事等が多くなければ1時半からなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは補足事項に書いてありますとおり、各自活動記録簿等の提出をお願ひしたいと思ひます。それではこれで終わりたいと思ひますけど、何か皆さん方から何もないですかね。</p> <p>「はい」の声</p> <p>本日はどうもありがとうございました。来月もよろしくお願ひします。</p>